



基発第0729005号
平成14年7月29日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

労災保険におけるはり・きゅう単独施術に係る保険給付の
取扱いの一部改定について

労災保険におけるはり・きゅう単独施術については、昭和57年5月31日付け基発第375号通達（以下「375号通達」という。）及び昭和57年6月2日付け基発第384号通達（以下「384号通達」という。）をもってその取扱いを定めているところであるが、その一部を下記のとおり改め、今後、支給の可否の判断を行うものから適用することとしたので、了知の上、その取扱いに遺漏なきを期されたい。

記

1 第375号通達の記の2の(1)①を以下に改める。

「はり・きゅう単独施術

イ 初療の日から12カ月までの取扱い

(イ) 施術期間は、初療の日から9カ月以内を限度とする。

ただし、初療の日から6カ月を経過したものについては、改めて診断書を必要とする。

(ロ) 初療の日から9カ月を経過した時点において、はり師又はきゅう師に意見書及び症状経過表の提出を求め、更に医師に対しはり・きゅうの施術効果について診断・意見を求め、その結果、施術効果がなお期待し得ると認

めたときは、更に3カ月（初療の日から12カ月）延長することができる。

ロ 初療の日から12カ月経過した以降の取扱い

初療の日から12カ月経過した以降は、原則、施術効果が期待し得ず症状が固定したものとして取り扱う。

ただし、12カ月経過した以降においても、医師が施術効果がなお期待し得るとして、保険給付の請求がなされたときは、医師の意見を十分徴したうえで明らかに施術効果が認められるものにより支給して差し支えない。」

2 第384号通達の記の2の(1)の①のイの(ロ)の次に以下を加える。

「(ハ) 初療の日から起算して12カ月経過した以降のものに対して交付する診断書」